



2026年度「JAPAN MALL事業」  
中国消費者向け販促・PRイベントにおける  
「KOL・KOCアフィリエイト」、「共同購入アプリ（快团团）」活用事業  
出品者募集要項



# 事業概要

中国消費者向け販促・プロモーションイベントの一環で、KOL・KOCによるオフラインでの商品体験と中国SNS（RED、Douyin）を活用したオンラインでの販促・PRを組み合わせた事業です。SNS記事・動画でのPRを通じて自社商品の販促と認知度向上にお役立ていただくことが可能です。加えて、ジェトロ中国のSNS公式アカウント（RED、Douyin）でもPRすることが可能です。

- 【 日 程 】 2026年8月～2027年2月中旬(予定)
- 【 内 容 】
  - ① **KOL・KOCアフィリエイト**：複数のKOL・KOCによる事前サンプル体験と、KOL・KOCのSNSアカウントでの商品紹介・販促（RED、Douyin）
  - ② **共同購入アプリ（快团团）**：KOC（团长）による事前サンプル体験と、共同購入アプリ登録商品のWeChatグループチャットでの紹介・販促
- 【 主 催 】 日本貿易振興機構（ジェトロ）
- 【 対 象 】 下記のすべておよびp3の応募条件を満たす事業者（後述の「中堅・中小企業」を優先）
  - 出品商品は、酒類、文具・IP商品、ヘルスケア用品、アパレル用品、ペット用品、アウトドア用品、釣り用品、ウィンタースポーツ用品、フィットネス・スポーツ関連商品等の日本ブランドの商品に該当すること。
  - KOL・KOCアフィリエイトでは、RED/DouyinにEC店舗（パートナーが有するEC店舗も可）を有していること。  
ただし、直送型の越境EC商品は申込対象外。
  - 共同購入アプリでは、中国で販売・出荷可能な商品であること。
- 【 参 加 費 】 無料（サンプル費用および輸送費用、商品販売達成時のコミッション〔SNSプラットフォーム、KOL、KOC毎に異なる〕は各社にて自己負担）
- 【 定 員 】 計30社（原則 1 社 1 SKU）、上記内容①②のうちいずれか1回のみ参加可能。
- 【 締 切 】 2026年12月31日（木）、ただし定員に達した場合は期限前に締め切る場合がございます。
- 【 申 し 込 み 先 】 募集ページの下部のお申し込み方法「お申し込みフォーム」よりご登録ください。
- 【 問 い 合 わ せ 先 】 ジェトロ上海事務所（江・巖）※日本語対応可

Tel +86-(0)21-6270-0489 Mail : [pcs@jetro.go.jp](mailto:pcs@jetro.go.jp)

# 実施イメージ

## ① KOL・KOCアフィリエイト

採択企業

複数のKOL・KOCが  
オフラインでサンプルを体験後、  
SNSアカウント（RED、Douyin）での情報発信による販促



## ② 共同購入アプリ（快团团）

採択企業

KOC（団長）が  
オフラインでサンプルを体験後、  
共同購入アプリ（快团团）に商品登録

KOC（団長）の  
WeChatグループで情報拡散&販売



# 応募条件

- 応募者は日本法人、又は日本法人の中国現地法人であること。
- 日本企業（サプライヤー）に参加同意を事前に取得し、さらにプロモーション開始前に日本企業による授權証をジェトロへ提出が可能な場合のみ、販売代理店が代わりに応募可能。
- 商品がp.1記載【対象】に合致すること。
- KOL、KOCの事前体験用に商品サンプルを提供（最大10個前後）できること。
- KOL・KOCアフィリエイトについては、RED/DouyinのEC店舗（自社ECブランド旗艦店、又はパートナーが有するEC店舗）で中国消費者向けに商品を販売していること。共同購入アプリについては、商品が中国で流通しており、発送できること。
- 出品商品情報をJapan Streetに登録できること（登録がない場合は、出品を取り止める場合あり）。
- 出品商品のメーカーは中堅・中小企業（p.4参照）を優先し、参加可否の最終判断はジェトロが行うことに同意いただくこと。
- 出品商品紹介資料（写真、取扱説明書など）を提供できること。
- 消費者の購入注文を受けた時点から、7日間以内に出荷・発送できること。
- プロモーション終了後、期日までに、**該当商品のEC販売データ（ページビュー数、訪問者数、購入者数、販売個数、販売金額）を共有・提出できること**（提出フォームは出品決定後にジェトロより共有）。
- 中国の知的財産関連法規を侵害していない商品であること。
- 「[輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項](#)」に同意いただけること。
- 本事業に関する映像、画像、テキスト、音声および関連資料等のコンテンツ（以下、「本コンテンツ」と言う）の全部または一部に関する著作権は、ジェトロ、その他の著作権者に帰属することに同意いただくこと。
- 本事業の概要、進捗及び成果および本コンテンツの対外公表を承諾し、これに関し何らの人格権も行使しないことに同意いただくこと。
- ジェトロが成果把握のために実施するアンケートやヒアリングに協力いただけること。
- ブランド名（商品名）は、中国商標登録済（または商標登録申請中）であることが望ましい。

# 中堅・中小企業の定義

商品のメーカーにつき、以下のいずれかの定義を満たす中堅・中小企業の商品を優先し、ジェトロが最終的な出品判断を行います。中堅・中小企業とは、下記（１） または（２） の定義を満たす企業を指します。

## （１） 中小企業

| 業種分類   | 資本金の額又は出資総額 | 常時使用する従業員数 |
|--------|-------------|------------|
| 製造業その他 | 3億円以下       | 300人以下     |
| 卸売業    | 1億円以下       | 100人以下     |
| 小売業    | 5千万円以下      | 50人以下      |
| サービス業  | 5千万円以下      | 100人以下     |

※「中小企業・小規模企業者の定義」、中小企業庁

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

※いずれかを満たせば中小企業と定義される。常時雇用する従業員の数には、事業主、役員の人数、臨時の従業員を含まない。中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第1項第1号から第4号に規定する中小企業者。

## （２）中堅企業

上記の中小企業以外のもののうち、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する者であって、常時使用する従業員数が2,000人以下の会社。

※「産業競争力強化法」e-Gov <https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC0000000098>

**ただし、次に該当する者は大企業扱いとなります。**

**常時使用する従業員の数が2,000人を超える法人（中小企業者を除く。）に直接又は間接に100%の株式を保有される事業者**

# 留意事項

- 現地情勢等の諸般の事情に鑑み、JETROの判断により中止や延期となる場合があります。
- 政府の方針等により内容が変更される可能性があります。
- 2025年度、本事業に参加されていない企業様および今年度、「中国消費者向け販促・プロモーションイベント」に別途参加されていない、または今後参加予定でない企業様からのお申込を優先してお受付させていただきます。
- KOL、KOC用のサンプル費用、送料および商品販売達成時のコミッション（SNSプラットフォーム、KOL、KOC毎に異なる）は自己負担とします。
- 提出頂いた情報は、本事業運営のために利用するとともに、JETRO内のデータベースに登録し、関連事業、JETROからの連絡のために利用します。また、本事業に関するプレスリリース、JETROホームページ等において、企業情報や出品商品の情報等を公開する場合があります。
- 著作権者の書面または電磁的方法による承諾を得ずに、本事業に関する映像、画像、テキスト、音声および関連資料等のコンテンツの複製（録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限りません）、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、二次的利用等をしてはなりません。万一、これに違反した場合には、直ちにサービスの全部または一部の提供を中止します。
- 出品募集締め切り後であっても、現地規制の変更等によっては出品ができなくなることがあります。
- 出品する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
- 本募集要項に定めのない事項が発生した場合、JETROがその対応を決定します。

# 免責条項

1. 商談相手またはJETROより提供される情報については、JETROが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本事業での提供情報に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、JETROはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
2. 本事業にて万一、参加者や購入者（ECバイヤー・最終消費者等）が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、JETROはその責任を負いません。
3. JETROは、サンプル品の盗難や破損等、これらの管理に関する責任を一切負いません。
4. 販売される国にすでに代理店等がある場合は、事前に了承を得るなど、必要な対応を行ってください。本事業実施において、代理店等との問題が生じた場合に、JETROはその責任を負いません。
5. 提示する条件に合わない場合や、お申込み頂いた内容が本事業の趣旨にそぐわないと考えられる場合は、内容を確認したうえで、採択決定後においても参加を取り消す場合がございます。
6. JETROは以下の各号に該当する場合、本事業の実施日時、内容を変更し、本事業の全部または一部の実施を予告なく中止し、または、お客様の一部の参加を中止させることがあります。これに起因または関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、JETROはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
  - ① 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき
  - ② 利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき
  - ③ お客様がJETROの指示、条件またはJETROとの合意事項に違反したとき
  - ④ お客様のPC等の端末環境、インターネット回線およびアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき
  - ⑤ お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明した場合
  - ⑥ お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき、またはその疑いが生じたとき
  - ⑦ 前各号に定める他、JETROが相当と判断したとき
7. 天災、現地の政情その他JETROの責任に帰する事のできない事由により本事業の一部又は全部を中止せざるを得ない場合は、JETROは申込み受領後であっても、本事業の一部又は全部を変更または中止することがあります。その際、採択事業者が負担した旅費、輸送費等のキャンセル料、商品の返品、その他の経費・損害をJETROが補填することはできません。